

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

5	(略)	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 51,500円未満	8,780	4,390	0
6		市町村民税所得割課税額 51,500円以上 77,101円未満	11,980	5,000	0

を

5	(略)	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	7,990	3,000	0
---	-----	------------------------------------	-------	-------	---

に改める。

別表中階層区分番号「6」を削り、「7」を「6」とし、「8」を「7」とし、「9」を「8」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。